証券コード：2178

株式会社トライステージ

第14期

定時株主総会
招集ご通知

日時　2020年５月26日（火曜日）
午前10時

場所　東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング 21階
当社 会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお知らせ

＜株主の皆様へのお願い＞
・**株主の皆様の感染リスクを避けるため、本年はご来場を見合わせ、事前の書面による議決権行使をご利用くださいますようお願い申しあげます。**
・本年より、株主総会ご出席株主様への**お土産を取りやめさせていただきます。**
・株主総会終了後、**例年開催しておりました事業説明会は、取りやめさせていただきます**ので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

＜ご来場される株主の皆様へのお願い＞
・会場では、受付前に検温を実施させていただきます。また、検温の結果によっては、誠に恐縮ですが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
・感染予防及び会場の都合により、株主の皆様には株主総会開催の会議室とは別の会議室へのご案内となる可能性がございますので予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tri-stage.jp/）に掲載いたしますので、ご確認ください。

目 次

第14期定時株主総会招集ご通知 **2**

事業報告 **3**
1．企業集団の現況 3
2．会社の現況 14
⑴株式の状況 14
⑵新株予約権等の状況 15
⑶会社役員の状況 17
⑷会計監査人の状況 21
⑸業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 21
⑹会社の支配に関する基本方針 25

連結計算書類 **32**
連結貸借対照表 32
連結損益計算書 33
連結株主資本等変動計算書 34

計算書類 **35**
貸借対照表 35
損益計算書 36
株主資本等変動計算書 37

監査報告書 **38**
連結計算書類に係る会計監査報告 38
計算書類に係る会計監査報告 39
監査役会の監査報告 40

株主総会参考書類 **42**
第１号議案　剰余金処分の件 42
第２号議案　取締役７名選任の件 43
第３号議案　監査役２名選任の件 48
第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 50

定時株主総会会場ご案内略図 ..... **末尾**

証券コード 2178
2020年５月８日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目２番20号
株式会社トライステージ
代表取締役　丸田　昭雄

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年５月25日(月曜日)午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年５月26日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング 21階　当社 会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項
1.第14期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第14期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項
（1）議案に対して賛否の記載がない場合
書面による議決権行使の際に議案の賛否欄に記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネット開示
連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表については、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tri-stage.jp/）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
したがって、本招集ご通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
（3）代理人による議決権行使
代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（株主様が署名又は記名押印した委任状）のご提出が必要となります。
（4）議決権の不統一行使
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tri-stage.jp/）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (2019年３月１日から2020年２月29日まで)

１．企業集団の現況

(１)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出を中心に弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費も持ち直し、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループのクライアントが属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ通販の定着、ECの拡大及びダイレクトマーケティングの多様化等により、拡大基調が続いております。一方で、通商問題を巡る動向や新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響等、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような環境の下、当社グループは前連結会計年度に発生した減損損失等への反省を踏まえ、再び中長期的な成長を目指すべく「中期経営計画ローリングプラン2019」をスタートさせました。当中期経営計画では、「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」を標榜し、テレビ事業、WEB事業、DM事業及びダイレクトデータマーケティング基盤構築を集中領域と定め経営資源を集中させる一方で、海外事業、通販事業及びその他の事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行うこととしております。

集中領域については、WEB事業は売上高が順調に増加し、ダイレクトデータマーケティング基盤構築はTri-DDMとしてサービス開始に至りました。また、海外事業については連結子会社JML Singapore Pte. Ltd.（以下、JML社）の株式譲渡を実施、通販事業については連結子会社株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズにおいて、事業譲渡及びその後の会社清算を実施する等、事業の選択と集中は着実に進捗いたしました。

当連結会計年度にて以下の損失が発生いたしました。

連結子会社メールカスタマーセンター株式会社においてクライアント１社の資金繰りが急激に悪化し売上債権に回収懸念が生じたため、販売費及び一般管理費に貸倒引当金繰入額193,780千円を計上いたしました。また、これに伴い一般債権に対する貸倒実績率が増加したため合計で257,540千円の貸倒引当金繰入額を計上いたしました。

持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limited株式については、時価が著しく下落したため、同社に係るのれん相当額の一時償却148,790千円を持分法による投資損失に含めて営業外費用に計上いたしました。

選択と集中に伴うJML社の株式譲渡の際に、関係会社整理損172,352千円を特別損失に計上いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は50,440,437千円（前期比6.3％減）、売上総利益は6,151,928千円（前期比2.8％増）となりました。販売費及び一般管理費は5,523,733千円（前期比6.8％増）となり、営業利益は628,195千円（前期比22.4％減）、経常利益は404,014千円（前期比48.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は182,613千円（前期は992,210千円の損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（ｉ）ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、ダイレクトマーケティング事業者に対し、テレビ番組枠・CMの提供から番組・CM制作、受注管理、顧客管理までダイレクトマーケティングに必要なソリューションを総合的に提供しており、現在は「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」による新規顧客獲得支援を強みとしております。当連結会計年度においては、放送予定管理システムの活用等の業務のシステム化・IT化による業務効率化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、九州支店の開設等の営業体制の強化等に取り組みました。また、放送枠の新たな販売手法を開拓するべく2019年12月に毎日最新の放送枠情報がメールで届くオンライン会員制サービス「ソクレス」を開始いたしました。ダイレクトデータマーケティング基盤の構築につきましては、2019年12月に「Tri Direct Data Marketing（トライ ダイレクトデータマーケティング、略称Tri-DDM）」として、サービスを開始いたしました。Tri-DDMは段階的なサービス拡充を予定しており、第１段では、放送枠や受注等の各種データを統合し、BIツールで即時かつ精緻な分析を行うことで、放送枠の価値の明確化やコンタクトセンターの適切な運用状況の把握、納品関連データの自動集計等が可能になります。今後はさらにサービスを拡充し、CRM領域を含めたダイレクトマーケティングの総合支援サービスの提供に取り組んでまいります。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規クライアントの獲得及び既存クライアントとの取引拡大に取り組むとともに、クライアントの売上及び利益の最大化に取り組んでおります。リスティング広告最適化AIツールについては、導入企業数が順調に増加しております。同社では引き続き、リスティング広告最適化以外でも有力なAIツールの導入を進めております。

この結果、売上高は28,133,821千円（前期比11.2％減）、営業利益は773,412千円（前期比32.1％減）となりました。

（ⅱ）DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。当連結会計年度において、クライアント１社の資金繰りが急激に悪化し、売上債権の回収懸念が生じたため、当該債権に対する貸倒引当金繰入額193,780千円を計上いたしました。また、これに伴い一般債権に対する貸倒実績率が増加したため合計で257,540千円の貸倒引当金繰入額を計上いたしました。今後はこれまで以上の管理体制の強化に取り組むとともに、業績の回復に努めてまいります。

なお、同事業では「ネコポス」や「ゆうパケット」等の小型宅配便への対応や、さらなる業容拡大のための人員強化に取り組んでおり、通常取引での売上高及び売上総利益は好調に推移いたしました。

この結果、売上高は19,154,096千円（前期比3.6％増）、営業利益は113,884千円（前期比68.4％減）となりました。

（ⅲ）海外事業

海外事業は、JML社及びPT. Merdis Internationalを中心として、ASEANでのテレビ通販やEC、小売及び卸売に取り組んでおります。JML社については、中期経営計画の下、今後の収益性やグループシナジーに鑑み検討した結果、当社グループの経営資源を最適配分するべく、2019年８月30日付で株式譲渡によって撤退いたしました。PT. Merdis Internationalでは、取扱商品のヒットにより売上高が増加いたしました。これにより、第３四半期連結会計期間にてセグメント利益が黒字に転換し、大幅な損失削減となりました。

この結果、売上高は1,343,739千円（前期比25.3％減）、営業損失は81,837千円（前期は422,040千円の損失）となりました。

（ⅳ）通販事業

通販事業につきましては、今後の収益性やグループシナジーに鑑み検討した結果、2019年７月３日付で連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを解散し、2019年９月１日付で同社の営む通販事業をティーライフ株式会社に対して譲渡いたしました。同社につきましては、当連結会計年度中に清算結了いたしました。

この結果、売上高は155,660千円（前期比58.2％減）、営業損失は75,635千円（前期は271,066千円の損失）となりました。

（v）その他の事業

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。2019年６月28日にはシャポー市川に「日本百貨店しょくひんかん いちかわ」を出店、2019年９月27日にはコレド室町テラスに「日本百貨店にほんばし總本店」を出店いたしました。前連結会計年度と比較し、店舗が増加したことにより売上高が増加した一方で、一部の店舗で客数が伸び悩んでおり、今後一層、特色ある商品の品揃えに注力するとともに、PR活動等にも取り組んでまいります。

この結果、売上高は1,653,121千円（前期比10.6％増）、営業損失は102,620千円（前期は1,992千円の利益）となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④重要な企業再編等の状況

当社は、2019年７月３日付で連結子会社である株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを解散し、2019年９月１日付で同社の営む通販事業をティーライフ株式会社に対して譲渡いたしました。同社につきましては、当連結会計年度中に清算結了いたしました。

また当社は、2019年８月30日付でJML社の全株式を株式譲渡いたしました。

⑤対処すべき課題

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いております。当社が強みとするテレビ通販市場は、安定した市場であるものの今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。このような環境の下、当社グループは「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、テレビ通販支援で培った経験とノウハウに加え、データ基盤や最新のテクノロジーを用いて、顧客企業へ新たな価値を提供し、持続的な成長を目指しております。

また、急速に事業を拡大していることを踏まえ、人員の強化・育成を図るとともに内部統制を整備し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

各事業における対処すべき課題は、次のとおりであります。

(ⅰ)テレビ事業

テレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業においては、データ分析に基づく最適なメディア枠の仕入や受注予測データの提供、放送予定管理システムを活用した業務効率化等により、クライアントへより付加価値の高いサービスを提供し、売上総利益率の向上を図ってまいります。

また、当社の現在の強みは、メディア枠の提供やテレビ番組・CMの企画制作、コンタクトセンター管理による新規顧客獲得支援ですが、今後はダイレクトデータマーケティング基盤Tri-DDMを活用し顧客の生涯価値向上を支援することで、クライアントの持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

(ⅱ)WEB事業

WEB事業においては、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、広告効率改善効果の高いAIツールを活用したインターネット広告の提案により、売上拡大を図ります。また、テレビとWEBを連動させた総合的なマーケティングプランの提案を積極的に実施し、テレビ通販支援に匹敵する主力事業とするべく、業容の拡大を図ってまいります。

(ⅲ)DM事業

DM事業においては、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、引き続き、外部環境の変化に柔軟に対応しながら、主力の「ゆうメール」及び「クロネコDM便」の売上高及び利益を安定的に確保するとともに、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型宅配便への対応を強化してまいります。また、ダイレクトメール発送代行に留まらず、その上流工程であるダイレクトメールの制作やデータ加工、印刷等にも事業領域を拡大するべく、取り組んでまいります。

(ⅳ)海外事業

アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。当社グループはASEANの有力な通販事業者への事業投資によりタイやインドネシアへの販路を獲得したものの、過年度において大幅な減損損失を計上いたしました。こうした経緯を踏まえ、今後はこれまでに構築した販路を活かし、既存のリソースの範囲で事業の拡充に取り組んでまいります。

(ⅴ)その他の事業

小売事業「日本百貨店」については、不採算店舗の閉店やオリジナル商材の開発によって、収益性の改善に取り組んでまいります。なお、足元では新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な来店者数減少が見込まれます。顧客、従業員の安全を最優先事項として各店舗において適切な対応を実施してまいります。

(2)財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第11期 (2017年2月期)	第12期 (2018年2月期)	第13期 (2019年2月期)	第14期 (当連結会計年度) (2020年2月期)
売上高(千円)	47,302,061	55,775,816	53,843,891	**50,440,437**
経常利益(千円)	1,366,698	908,449	272,112	**404,014**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	761,142	385,913	△992,210	**182,613**
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	27.38	13.27	△34.07	**6.69**
総資産(千円)	16,694,683	18,019,850	16,295,477	**15,480,655**
純資産(千円)	9,127,147	8,914,982	7,035,788	**6,927,182**
1株当たり純資産(円)	305.91	298.18	246.76	**245.94**

(注) 1．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
2．当社は2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018（平成30）年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、第13期については、遡及適用後の数値を記載しております。

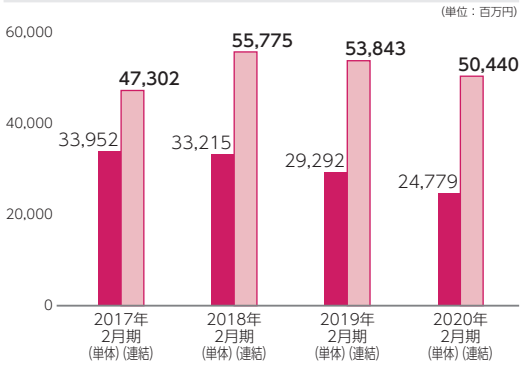
②当社の財産及び損益の状況

区　分	第11期 (2017年２月期)	第12期 (2018年２月期)	第13期 (2019年２月期)	第14期 (当事業年度) (2020年２月期)
売上高(千円)	33,952,039	33,215,893	29,292,023	**24,779,658**
経常利益(千円)	1,465,229	962,065	923,405	**1,059,094**
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	951,235	654,174	△1,687,909	**247,236**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	34.22	22.49	△57.96	**9.05**
総資産(千円)	14,969,900	15,075,553	12,540,799	**11,565,188**
純資産(千円)	9,178,472	9,203,495	6,765,183	**6,685,080**
１株当たり純資産(円)	314.71	314.93	243.22	**243.94**

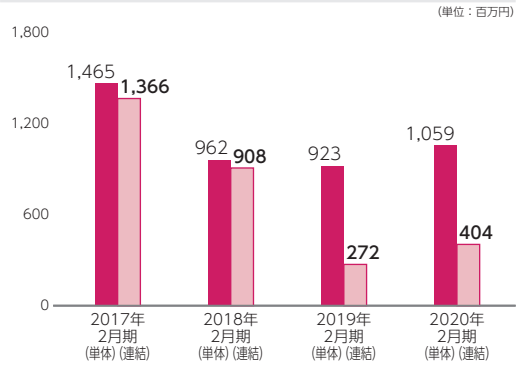
(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。
２．当社は2017年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。
第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)及び１株当たり純資産を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018（平成30）年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、第13期については、遡及適用後の数値を記載しております。

財務ハイライト

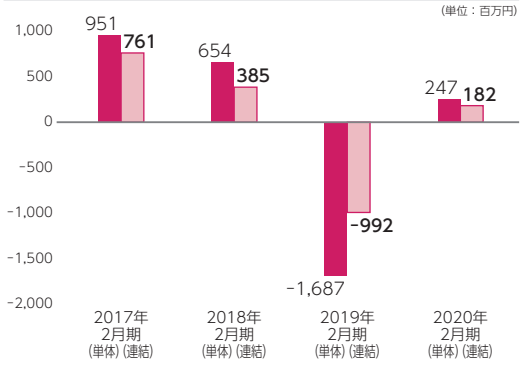
売上高



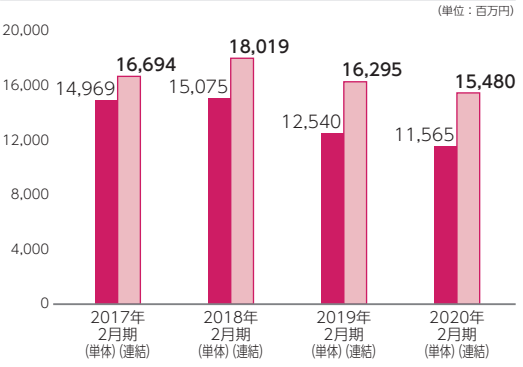
経常利益



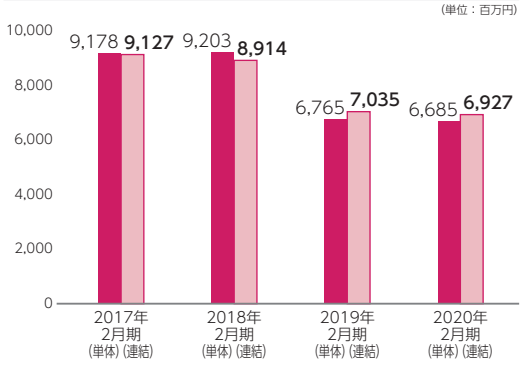
親会社株主に帰属する当期純利益



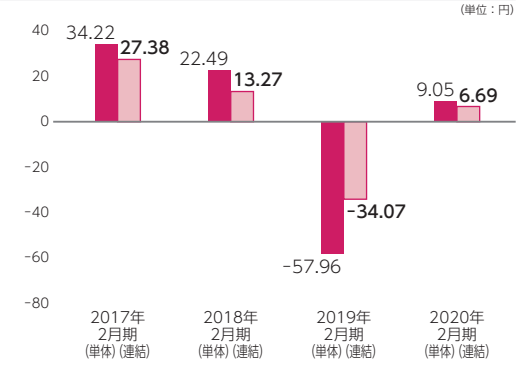
総資産



純資産



1株当たり当期純利益



(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
メールカスタマーセンター株式会社	223,800千円	97.07%	ダイレクトメール発送代行
株式会社日本百貨店	91,500千円	100.00%	小売、卸売
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	25,000千円	100.00%	インターネット広告支援
PT. Merdis International	57,525千円	74.00%	卸売

(注) 1．2020年２月21日付で株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズの清算が結了したため、重要な連結子会社から除外いたしました。
2．2019年８月30日付でJML Singapore Pte. Ltd.の全株式を売却したため、重要な連結子会社から除外いたしました。
3．当事業年度の末日における特定完全子会社はありません。

(4)主要な事業内容 (2020年２月29日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトマーケティング支援
DM事業	ダイレクトメール発送代行
海外事業	海外における卸売

(5)主要な拠点等 (2020年２月29日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市

(注) 2019年3月1日付で九州支店を開設いたしました。

②子会社

会社名	所在地
メールカスタマーセンター株式会社	東京都港区
株式会社日本百貨店	東京都港区
株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ	東京都港区
PT. Merdis International	インドネシア ジャカルタ

(6)使用人の状況 (2020年2月29日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング支援事業	224名	16名増
DM事業	28名	2名増
海外事業	43名	25名減
通販事業	ー名	4名減
その他の事業	59名	20名増
合計	354名	9名増

(注) 1. 海外事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて25名減少しましたのは、JML Singapore Pte. Ltd.の全株式を売却したため、連結子会社より除外されたことによるものであります。
2. 通販事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて4名減少しましたのは、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズの清算結了によるものであります。
3. その他の事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて20名増加しましたのは、株式会社日本百貨店の店舗数が増加したことによるものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	2名減	35.0歳	4.7年

（7）主要な借入先の状況（2020年２月29日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,642,117千円
株式会社三井住友銀行	1,380,000千円
株式会社みずほ銀行	388,241千円

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が、Hazuki Systems株式会社（現 神田通信システム株式会社）及びHazuki Company株式会社より、放送媒体枠等の売買の成否等に端を発して提起された損害賠償請求訴訟、並びに、当社から神田通信システム株式会社に対する放送媒体枠等の売買代金の支払いを求める訴訟は、2019年6月11日、裁判上の和解が成立いたしました。

また、2018年10月から2019年８月までの間、当社元従業員が業務委託先に対し、元従業員が関与する会社に業務委託費の大半を支払う依頼を行い、間接的に金銭を着服していた事件（以下、本件）が発生いたしました。当社は、速やかに社内調査委員会を設置し、本件の全容解明及び同類の事案の有無について徹底的に調査し、その結果、同類の事案は無いと判断いたしました。当社は、当該元従業員に対し、損害額より一部弁済額等を差し引いた金額について、本件不正行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、責任を追及しております。

当社は、本件が発生したことを厳粛に受け止め、2020年3月より内部統制室を設置し、さらなる内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

2. 会社の現況

(1)株式の状況 (2020年2月29日現在)

①発行可能株式総数 …… 96,000,000株

②発行済株式の総数 …… 30,517,200株

③株主数 ……10,640名

④大株主

株主名	持株数	持株比率
丸田　昭雄	6,572,400株	24.11%
双日株式会社	5,782,400株	21.21%
妹尾　勲	4,272,400株	15.67%
萩原　雄二	263,800株	0.96%
今泉　亜矢	132,800株	0.48%
小林　光男	130,900株	0.48%
トライステージ従業員持株会	105,000株	0.38%
市川　敏夫	69,000株	0.25%
山田　善彦	68,000株	0.24%
大津　功	62,400株	0.22%

(注) 1．当社は、自己株式を3,263,260株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年1月31日開催の取締役会において自己株式の取得について決議し、当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

イ．取得期間　　2019年3月1日～2019年4月26日
ロ．取得した株式の総数　　408,800株
ハ．株式の取得価額の総額　　133,430,700円

（2）新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年２月29日現在）

		第５回新株予約権（注）１	第６回新株予約権（注）１、３
発行決議日		2015年３月12日	2015年６月17日
新株予約権の数		277個	349個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　110,800株 （新株予約権１個につき 400株）	普通株式　139,600株 （新株予約権１個につき 400株）
新株予約権の払込金額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり141,200円 （1株当たり　353円）	新株予約権１個当たり175,600円 （１株当たり　439円）
権利行使期間		2017年４月４日から 2020年４月３日まで	2017年７月４日から 2020年７月３日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　277個 目的となる株式数　110,800株 保有者数　3名	新株予約権の数　349個 目的となる株式数　139,600株 保有者数　4名
	社外取締役	―	―
	監査役	―	―

		第８回新株予約権（注）３	第９回新株予約権（注）３
発行決議日		2017年５月26日	2018年５月25日
新株予約権の数		1,120個	232個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　112,000株 （新株予約権１個につき 100株）	普通株式　23,200株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり65,800円 （1株当たり　658円）	新株予約権１個当たり45,400円 （１株当たり　454円）
権利行使期間		2019年６月14日から 2022年６月13日まで	2020年６月14日から 2023年６月13日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,120個 目的となる株式数　112,000株 保有者数　4名	新株予約権の数　232個 目的となる株式数　23,200株 保有者数　2名
	社外取締役	―	―
	監査役	―	―

		第10回新株予約権
発行決議日		2019年５月28日
新株予約権の数		484個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　48,400株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり31,600円 （1株当たり　316円）
権利行使期間		2021年６月14日から 2024年６月13日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　484個 目的となる株式数　484,000株 保有者数　3名
	社外取締役	―
	監査役	―

（注）１．当社は、2017年３月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。

２．下記①～⑧のいずれかに該当することとなった場合、下記①～⑧記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなします。

①新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合　当該違反の事実が発生した時点

②新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く　地位を喪失した時点

③当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合　当社がその旨を決議した時点

④新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合　当該事実に該当した時点

⑤新株予約権者が死亡した場合　新株予約権者が死亡した時点

⑥新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合　審判を受けた時点

⑦新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合　決定を受けた時点

⑧その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる

３．上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2020年２月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　田　昭　雄	会社経営及び業務執行全般並びに社長室、営業管理室、海外事業推進及び内部統制構築 管掌 メールカスタマーセンター株式会社 取締役会長 株式会社日本百貨店 取締役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役
取締役	妹　尾　　勲	九州支店 管掌
取締役	辻　　壮	経営企画部及び人事総務部 管掌
取締役	前　田　充　章	コンタクトセンター部、メディア部及び情報システム部 管掌 株式会社メイキップ 社外取締役
取締役	倉　田　育　尚	第1営業部、第2営業部、ビジネス開発室及び関西支店 管掌
取締役	加　島　敏　幸	
取締役	杉　山　博　髙	
取締役	中　條　　宰	株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社スタイルポート 取締役
常勤監査役	太　田　譲　治	メールカスタマーセンター株式会社 監査役 株式会社日本百貨店 監査役 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 監査役
監査役	藤　井　幹　晴	八重洲グローカル法律事務所 パートナー
監査役	庄　村　　裕	庄村公認会計士事務所 所長 双葉電子工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 合同会社グローアップ 代表社員

(注) 1．取締役加島敏幸氏、杉山博髙氏及び中條宰氏は、社外取締役であります。
2．代表取締役社長丸田昭雄氏は2020年４月24日付でメールカスタマーセンター株式会社の取締役会長及び株式会社日本百貨店の取締役を退任いたしました。
3．取締役辻壮氏は、2019年８月30日付で、JML Singapore Pte. Ltd.及びJML Direct(M)Sdn. Bhd.のDirectorを退任し、2020年２月26日付で、TV Direct Public Company LimitedのDirectorを退任し、同年２月28日付で、PT. Merdis InternationalのDirectorを退任いたしました。
4．監査役太田譲治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は、社外監査役であります。
5．監査役太田譲治氏は、長年にわたる多様な業種の経営者等としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。

6．監査役藤井幹晴氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査役庄村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見及び様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験を有しております。
8．監査役藤井幹晴氏は、2019年９月30日付で、エー・フレーム株式会社の社外監査役を退任いたしました。
9．監査役庄村裕氏は、2019年６月21日付で、株式会社オートウェーブの社外監査役を退任し、また同年６月27日付で、双葉電子工業株式会社の社外取締役から社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
10．当社は取締役加島敏幸氏、杉山博髙氏、中條宰氏、監査役太田譲治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
①2019年５月28日開催の第13期定時株主総会における終結の時をもって、監査役柳瀬貞朝氏は任期満了により退任いたしました。
②2019年５月28日開催の第13期定時株主総会において、倉田育尚氏が新たに取締役に選任され、太田譲治氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役加島敏幸氏、杉山博髙氏、中條宰氏、監査役太田譲治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (3)	147,468千円 (16,200千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (4)	17,190千円 (17,190千円)
合計 （うち社外役員）	12名 (7)	164,658千円 (33,390千円)

(注) 1．上記人数には、2019年５月28日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。
2．取締役の報酬額は、2017年５月26日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬額は、2006年３月15日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
4．上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額3,670千円が含まれております。
5．社外役員が当社の子会社等（当社を除く）から支給された役員報酬等はありません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中條宰氏が代表取締役を兼職しております株式会社ヌプリ、取締役を兼職しております株式会社スタイルポートと当社との間には、特別の関係はありません。

監査役太田譲治氏が監査役を兼職しておりますメールカスタマーセンター株式会社は、当社が株式の97.07%を保有する連結子会社であります。また、同氏が監査役を兼職しております株式会社日本百貨店及び株式会社アドフレックス・コミュニケーションズは、当社が株式の100.00%を保有する連結子会社であります。

監査役藤井幹晴氏がパートナーを兼職しております八重洲グローカル法律事務所及び社外監査役を兼職しておりましたエー・フレーム株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役庄村裕氏が所長を兼職しております庄村公認会計士事務所、代表社員を兼職しております合同会社グローアップ、社外取締役（監査等委員）を兼職しております双葉電子工業株式会社及び社外監査役を兼職しておりました株式会社オートウェーブと当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　加島敏幸	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回すべてに出席いたしました。会社の社長などを歴任した経験を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　杉山博髙	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回すべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　中條宰	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回すべてに出席いたしました。会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、その見識と知識等に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役　太田譲治	2019年５月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべてに出席、監査役会10回のうち10回すべてに出席いたしました。長年にわたる多様な業種の企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行っているほか、取締役及び使用人からの報告、聴取、決裁書類その他の重要な書類の閲覧を行い、常勤監査役としての監査機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤井幹晴	当事業年度に開催された取締役会25回のうち24回に出席、監査役会15回のうち15回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行い監視・監督機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　庄村裕	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回すべてに出席、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築・評価支援などの豊富な経験に基づき、取締役会において取締役の職務の執行全般についての発言を行い監視・監督機能を果たしております。また、監査役会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

2018年10月から2019年８月までの間、当社元従業員が業務委託先に対し、元従業員が関与する会社に業務委託費の大半を支払う依頼を行い、間接的に金銭を着服していた事件が発生いたしました。

当該期間に在任していた、社外取締役加島敏幸氏、杉山博髙氏及び中條宰氏並びに社外監査役太田譲治氏、藤井幹晴氏及び庄村裕氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、発生後は、内部統制のさらなる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

（4）会計監査人の状況

①名称　EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	49,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
３．当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定　2018年４月12日）

⑴会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号／会社法施行規則第100条第１項第４号）

イ. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。

ハ. 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。

ニ. リスク管理規程及びコンプライアンス規程により、社内の不正行為や事故、反社会的勢力との関連性等の内部情報をグループホットライン又は取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会に直接通報できる仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。

ホ. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、総務部門を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

⑵会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）

取締役の職務執行に係る文書及び情報については、法令、定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

⑶会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、営業管理部門、経理部門、法務部門、総務部門、人事部門、情報システム部門及び経営企画部門による社内横断的なリスクの予防及び管理の検討に加え、2018年３月１日よりリスク管理委員会を設置し、リスク管理計画の企画及び立案を行い、リスクの未然防止策、事故発生時の対策及び改善策等、総合的なリスクマネジメントを行います。

⑷会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）

当社は、毎月１回定例取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会、執行役員会及び経営会議において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

⑸会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号）

当社は、関係会社管理規程を設け、子会社業務を主管する部門を定め、子会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項に関しては、当社取締役会の承認を得るとともに、リスク情報に関しては当社取締役会に報告することとしております。

当社は、当社の執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社からその職務執行状況の報告を受けるとともに、一定の重要事項に関しては、取締役会に先立ち、執行役員会の事前の承認を得ることとしております。また、リスク情報に関しては、取締役会への報告と併せて執行役員会への報告もすることとしております。

加えて、子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営企画部門により、子会社のリスクの予防及び管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備及び運用等を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

⑹会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号／会社法施行規則第100条第３項第２号／会社法施行規則第100条第３項第３号）

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能としますが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

⑺会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号／会社法施行規則第100条第３項第５号）

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。また、適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事項の報告を受けております。さらに、グループホットライン制度運用規程を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を確認した場合には、速やかに監査役、外部弁護士及び外部委託先に報告できる体制を整えております。

監査役は当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

⑻会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第６号）

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要でないものを除き会社に対し請求できる体制を整えております。

⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号）

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的に取締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は25回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

⑵監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は15回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

⑶リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程、コンプライアンス規程及びグループホットライン制度運用規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。さらに、従業員に対しては定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。

（6）会社の支配に関する基本方針

一　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありえます。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

二　基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

1　企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、クライアントの商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、クライアントに合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメ

ニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、クライアント商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、クライアントに対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、クライアントとの長期的かつ強い信頼関係の源泉となっております。

2　企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは、継続的な企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。2019年４月３日に公表した「中期経営計画ローリングプラン2019」では、「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、中長期的な成長を目指すべく、ダイレクトデータマーケティング基盤構築、テレビ事業、WEB事業、DM事業を集中領域と定め、経営資源の集中を進めております。

テレビ事業は、営業体制の強化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、放送予定管理システムの活用等の業務効率化等により、安定的な売上総利益の創出を図っております。

WEB事業は、人員の強化、有力なAIツールの提供等により、新規クライアントを開拓し売上拡大を図っております。DM事業は、従来のDM発送代行に加え、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型の宅配便への対応を強化しております。

一方で、海外事業、通販事業及びその他の事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行うこととしております。同方針の下、海外事業に属するJML Singapore Pte. Ltd.については、2019年８月30日付で株式譲渡を実施、通販事業に属する株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズについては2019年７月３日付で解散し、2019年９月１日付で事業譲渡を実施いたしました。

三　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2019年５月28日開催の第13期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25％以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25％以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及

び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うにあたり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2019年５月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

四　当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑴　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

⑵　株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2019年５月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

⑶　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑷　合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑸　デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は１年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年２月29日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**13,429,235**	**流動負債**	**5,283,988**
現金及び預金	6,348,597	買掛金	3,977,875
受取手形及び売掛金	6,601,503	短期借入金	570,374
商品	279,027	リース債務	20,456
仕掛品	2,824	未払法人税等	57,902
貯蔵品	6,315	賞与引当金	7,005
その他	295,292	役員賞与引当金	1,700
貸倒引当金	△104,324	ポイント引当金	3,890
固定資産	**2,051,419**	その他	644,783
有形固定資産	**377,255**	**固定負債**	**3,269,483**
建物	265,372	長期借入金	2,945,317
工具、器具及び備品	50,201	リース債務	60,383
車両運搬具	1,451	退職給付に係る負債	114,799
リース資産	60,229	資産除去債務	106,446
無形固定資産	**578,211**	その他	42,536
のれん	338,662	**負債合計**	**8,553,472**
ソフトウエア	236,514	**純資産の部**	
その他	3,034	**株主資本**	**6,649,873**
投資その他の資産	**1,095,952**	**資本金**	**645,547**
投資有価証券	335,724	**資本剰余金**	**744,808**
差入保証金	378,504	**利益剰余金**	**6,557,325**
破産更生債権等	232,280	**自己株式**	**△1,297,807**
繰延税金資産	345,019	**その他の包括利益累計額**	**53,010**
その他	141,119	**その他有価証券評価差額金**	**1,044**
貸倒引当金	△336,695	**為替換算調整勘定**	**51,966**
		新株予約権	**36,837**
		非支配株主持分	**187,460**
		純資産合計	**6,927,182**
資産合計	**15,480,655**	**負債純資産合計**	**15,480,655**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		**50,440,437**
売上原価		**44,274,978**
売上総利益		**6,165,459**
返品調整引当金繰入額		13,530
差引売上総利益		**6,151,928**
販売費及び一般管理費		**5,523,733**
営業利益		**628,195**
営業外収益		
受取利息	7,222	
受取配当金	157	
助成金収入	1,305	
消費税差額	13,938	
その他	3,680	26,304
営業外費用		
支払利息	23,293	
持分法による投資損失	167,647	
為替差損	12,270	
開業費償却	46,390	
その他	883	250,485
経常利益		**404,014**
特別利益		
固定資産売却益	1,108	
新株予約権戻入益	4,271	
関係会社清算益	2,866	8,246
特別損失		
固定資産除却損	1,953	
減損損失	55,728	
関係会社整理損	172,352	
事業整理損	14,815	244,850
税金等調整前当期純利益		**167,410**
法人税、住民税及び事業税	170,770	
法人税等調整額	△199,852	△29,081
当期純利益		**196,492**
非支配株主に帰属する当期純利益		**13,878**
親会社株主に帰属する当期純利益		**182,613**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年３月１日から2020年２月29日まで)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2019年３月１日残高	645,547	744,808	6,568,350	△1,164,377	6,794,329	383	31,241	31,625	37,107	172,725	7,035,788
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△193,639		△193,639						△193,639
親会社株主に帰属する当期純利益			182,613		182,613						182,613
自己株式の取得				△133,430	△133,430						△133,430
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						660	20,724	21,385	△269	14,735	35,851
連結会計年度中の変動額合計	–	–	△11,025	△133,430	△144,456	660	20,724	21,385	△269	14,735	△108,605
2020年２月29日残高	645,547	744,808	6,557,325	△1,297,807	6,649,873	1,044	51,966	53,010	36,837	187,460	6,927,182

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年２月29日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**8,127,852**	**流動負債**	**1,956,534**
現金及び預金	4,501,177	買掛金	1,667,395
売掛金	3,463,767	リース債務	1,576
貯蔵品	1,746	未払金	182,439
前渡金	18	未払費用	36,944
前払費用	51,774	前受金	5,637
その他	118,471	その他	62,541
貸倒引当金	△9,104	**固定負債**	**2,923,573**
固定資産	**3,437,336**	長期借入金	2,750,000
有形固定資産	**159,296**	退職給付引当金	97,476
建物	117,265	資産除去債務	76,096
工具、器具及び備品	40,993	**負債合計**	**4,880,108**
リース資産	1,037	**純資産の部**	
無形固定資産	**210,861**	**株主資本**	**6,648,242**
ソフトウエア	207,826	**資本金**	**645,547**
商標権	3,034	**資本剰余金**	**745,758**
投資その他の資産	**3,067,178**	資本準備金	635,547
関係会社株式	2,591,901	その他資本剰余金	110,211
長期貸付金	1,399	**利益剰余金**	**6,554,743**
差入保証金	279,246	その他利益剰余金	6,554,743
破産更生債権等	26,323	繰越利益剰余金	6,554,743
繰延税金資産	191,942	**自己株式**	**△1,297,807**
その他	107,104	**新株予約権**	**36,837**
貸倒引当金	△130,738	**純資産合計**	**6,685,080**
資産合計	**11,565,188**	**負債純資産合計**	**11,565,188**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		**24,779,658**
売上原価		**21,078,895**
売上総利益		**3,700,763**
販売費及び一般管理費		**2,744,188**
営業利益		**956,575**
営業外収益		
受取利息	4,097	
受取配当金	107,180	
消費税差額	13,935	
その他	1,366	126,580
営業外費用		
支払利息	15,073	
為替差損	8,310	
その他	676	24,060
経常利益		**1,059,094**
特別利益		
新株予約権戻入益	4,271	
関係会社清算益	831	5,103
特別損失		
固定資産除却損	1,953	
関係会社株式評価損	643,061	
関係会社整理損	233,293	
その他	721	879,029
税引前当期純利益		**185,168**
法人税、住民税及び事業税	22,443	
法人税等調整額	△84,511	△62,067
当期純利益		**247,236**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年３月１日から2020年２月29日まで)

(単位:千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2019年３月１日残高	645,547	635,547	110,211	745,758	6,501,146	6,501,146	△1,164,377	6,728,076	37,107	6,765,183
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△193,639	△193,639		△193,639		△193,639
当期純利益					247,236	247,236		247,236		247,236
自己株式の取得							△133,430	△133,430		△133,430
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									△269	△269
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	53,597	53,597	△133,430	△79,833	△269	△80,102
2020年２月29日残高	645,547	635,547	110,211	745,758	6,554,743	6,554,743	△1,297,807	6,648,242	36,837	6,685,080

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月21日

株式会社トライステージ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　亮　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　白　取　一　仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トライステージの2019年３月１日から2020年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月21日

株式会社トライステージ
**　取締役会　御中**

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　亮　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　白　取　一　仁　㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トライステージの2019年３月１日から2020年２月29日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年３月１日から2020年２月29日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005（平成17）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、2018年10月から2019年８月までの間、当社元従業員が業務委託先に対し元従業員が関与する会社に業務委託費の大半を支払う依頼を行い、間接的に金銭を着服していた事件が発生いたしました。この事態を踏まえ、当社の内部統制について再度検討を加えた結果、2019年12月26日に開催された取締役会において職務権限規程の修正を決議し、2020年1月より強化された内部統制システムを運用しております。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年４月27日

株式会社トライステージ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　太　田　譲　治　㊞
社外監査役　藤　井　幹　晴　㊞
社外監査役　庄　村　　裕　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案したうえで、柔軟な利益還元策を実施していく方針です。

この配当方針に基づき、第14期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金７円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は190,777,580円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年５月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況
1	クラタ　ヤスヒサ 倉田　育尚	再任	取締役社長 経営及び業務執行全般、メディア部及び関西支店 管掌	※ 20／20回 (100%)
2	マエダ　ミツアキ 前田　充章	再任	取締役副社長 経営及び業務執行全般、第１営業部、第２営業部、営業企画室及びDDM推進部 管掌 株式会社メイキップ 社外取締役	23／25回 (92%)
3	マルタ　アキオ 丸田　昭雄	再任	代表取締役ファウンダー 経営及びグループガバナンス全般、内部統制室及び人事部 管掌 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ 取締役	25／25回 (100%)
4	セノオ　イサオ 妹尾　勲	再任	取締役 九州支店 管掌	25／25回 (100%)
5	ミイダ　サリ 三井田　砂理	新任	双日株式会社 投資マネジメント部 部長 双日商業開発株式会社 取締役	–
6	スギヤマ　ヒロタカ 杉山　博高	再任	社外取締役	25／25回 (100%)
7	チュウジョウ　オサム 中條　宰	再任	社外取締役 株式会社ヌプリ 代表取締役 株式会社スタイルポート 取締役	25／25回 (100%)

(注)※印は、2019年５月28日の就任以降の取締役会の出席状況であります。

取締役候補者の略歴、重要な兼職の状況及び所有する当社の株式数は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（2020年2月29日現在）
1	クラタ　ヤスヒサ 倉田　育尚 （1956年3月27日生） 再　任	1979年４月　株式会社大広入社 2005年６月　同社執行役員就任 2009年６月　同社取締役執行役員就任 2011年４月　同社取締役専務執行役員就任 2015年５月　当社入社、執行役員就任 2019年５月　当社取締役就任 2020年３月　当社取締役社長就任（現任） （取締役候補者とした理由） 倉田育尚氏は、広告代理店の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年の入社以降、関西支店での業務執行及び営業ツールの整備等に取り組んでまいりました。2019年5月からは取締役として、2020年3月からは取締役社長として、取締役会の機能強化に貢献しており、今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。	－株
2	マエダ　ミツアキ 前田　充章 （1965年11月７日生） 再　任	1988年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2008年８月　株式会社ドリコム入社、上席執行役員事業本部長就任 2009年６月　株式会社ドリコムマーケティング（現 グローバルパートナーズ株式会社）取締役就任 2013年７月　当社入社 2014年５月　当社取締役執行役員就任 2017年３月　株式会社メイキップ社外取締役就任（現任） 2020年３月　当社取締役副社長就任（現任） （取締役候補者とした理由） 前田充章氏は、複数の新規事業立上げ経験を有しており、2013年の入社以降、多岐にわたる業務を管掌してまいりました。また、今後の成長の要となるダイレクトマーケティング基盤の構築及び推進に取り組んでおります。2014年5月からは取締役として、2020年３月からは取締役副社長として、取締役会の機能強化に貢献しており、今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（2020年2月29日現在）
3	マルタ アキオ 丸田 昭雄 （1969年1月22日生） 再任	1991年４月　株式会社大広入社 2002年３月　株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 2006年３月　当社設立、代表取締役就任 2014年４月　メールカスタマーセンター株式会社取締役会長就任 2017年３月　株式会社日本百貨店取締役就任 株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ取締役就任（現任） 2018年５月　当社代表取締役CEO就任 2019年５月　当社代表取締役社長就任 2020年３月　当社代表取締役ファウンダー就任（現任） （取締役候補者とした理由） 丸田昭雄氏は、2006年の当社創業以来、一貫して代表取締役を務め、当社の意思決定及び経営の監督を実践してまいりました。また、長年経営全般を担ってきた経験を活かし当社グループのガバナンス強化に取り組んでおります。今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。	6,572,400株
4	セノオ イサオ 妹尾 勲 （1960年９月25日生） 再任	1983年４月　株式会社大広入社 2002年３月　株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 2006年３月　当社設立、取締役就任 2006年11月　当社代表取締役就任 2014年５月　当社取締役社長執行役員就任 2018年５月　当社取締役CVO就任 2019年５月　当社取締役就任（現任） （取締役候補者とした理由） 妹尾勲氏は、2006年の当社創業以来、多岐にわたる業務を管掌しながら当社の意思決定、経営の監督を実践してまいりました。また、今後の成長に向けた事業の変革及び経営体制の変更にあたり、企業理念の継承に取り組んでおります。今後も当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。	4,272,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（2020年2月29日現在）
5	ミイダ　サ　リ 三井田　砂　理 （1971年3月2日生） 新　任 社外取締役	1995年４月　日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 2013年７月　双日米国会社入社、Corporate Planning Dept. General Manager就任 2017年５月　双日株式会社企画業務室長就任 2018年４月　同社投資マネジメント部部長就任（現任） 双日商業開発株式会社取締役就任（現任） （社外取締役候補者とした理由） 三井田砂理氏は、経営企画、事業投資及び海外事業の豊富な経験等を有しており、社外取締役による監視・監督機能の強化のみならず、その見識と知識等を当社の経営全般に活かしていただけると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。	－株
6	スギヤマ　ヒロタカ 杉　山　博　髙 （1954年３月30日生） 再　任 社外取締役 独立役員	1977年４月　ソニー商事株式会社（現 SFIリーシング株式会社）入社 1983年６月　ソニー株式会社入社 2005年３月　ソニースタイル・ジャパン株式会社（現 ソニーマーケティング株式会社）取締役就任 2007年４月　同社代表取締役社長就任 2008年10月　ソニーテクノクリエイト株式会社取締役副社長就任 2009年３月　同社代表取締役社長就任 2010年11月　フェリカネットワークス株式会社代表取締役社長就任 2015年５月　当社社外取締役就任（現任） （社外取締役候補者とした理由） 杉山博髙氏は、会社の社長を歴任した経験及び海外での事業推進の豊富な経験等を有しており、2015年5月から独立社外取締役として、取締役会において積極的にご発言いただき経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断したことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（2020年2月29日現在）
7	チュウジョウ　オサム 中　條　　宰 （1964年７月26日生） 再　任 社外取締役 独立役員	1988年４月　株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2005年６月　MediC&C取締役就任 2007年６月　ソネット・エムスリー株式会社（現 エムスリー株式会社）取締役就任 2009年12月　エムスリーキャリア株式会社代表取締役就任 2014年12月　株式会社ヌプリ代表取締役就任（現任） 2015年５月　当社社外取締役就任（現任） 2015年６月　株式会社あしたのチーム社外取締役就任 2017年11月　株式会社スタイルポート取締役就任（現任） （社外取締役候補者とした理由） 中條宰氏は、会社の社長を歴任した経験及び新規事業開発の豊富な経験等を有しており、2015年5月から独立社外取締役として、取締役会において積極的にご発言いただき経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の取締役会の監督機能の強化に寄与していただけると判断したことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	－株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．三井田砂理氏、杉山博髙氏及び中條宰氏は社外取締役候補者であります。
３．杉山博髙氏及び中條宰氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ５年となります。
４．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第31条（損害賠償責任の一部免除）を定めており、当社は杉山博髙氏及び中條宰氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、三井田砂理氏の選任が承認された場合には、当社と同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、杉山博髙氏及び中條宰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各候補者が再任された場合は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
６．杉山博髙氏及び中條宰氏が当社の社外取締役として在任中の2018年10月から2019年８月までの間、当社元従業員が業務委託先に対し、元従業員が関与する会社に業務委託費の大半を支払う依頼を行い、間接的に金銭を着服していた事件が発生いたしました。杉山博髙氏及び中條宰氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、発生後は、内部統制のさらなる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役３名のうち２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（2020年2月29日現在）
1	フジイ　ミキハル 藤　井　幹　晴 （1961年11月27日生） 再　任 社外監査役 独立役員	1996年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2003年５月　藤井総合法律事務所開設 2008年５月　当社社外監査役就任（現任） 2008年10月　八重洲法律事務所パートナー 2016年４月　イーパックシステムズ株式会社（現 エー・フレーム株式会社）社外監査役就任 2018年８月　八重洲グローカル法律事務所パートナー（現任） （社外監査役候補者とした理由） 藤井幹晴氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見及び豊富な経験を有しており、2008年5月から当社の独立社外監査役として、取締役会において取締役会の意思決定の適法性を確保するために積極的にご発言いただいているほか、監査役会においても積極的にご発言いただき、監視・監督機能を果たしております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、弁護士としての専門的知見を当社の監査体制に活かしていただけると判断したことから、引き続き社外監査役候補者といたしました。	－株
2	ショウムラ　ヒロシ 庄　村　　裕 （1971年９月６日生） 再　任 社外監査役 独立役員	1997年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2000年７月　公認会計士登録 2007年９月　庄村公認会計士事務所設立、所長就任（現任） 合同会社グローアップ設立、代表社員就任（現任） 2014年６月　株式会社オートウェーブ社外監査役就任 2016年６月　双葉電子工業株式会社社外取締役就任 2017年10月　当社社外監査役就任（現任） 2019年６月　双葉電子工業株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） （社外監査役候補者とした理由） 庄村裕氏は、公認会計士として様々な業態の企業に対する会計監査や内部統制構築評価支援などの豊富な経験を有しており、2017年10月から当社の独立社外監査役として、取締役会において取締役の職務の執行全般について積極的にご発言いただいているほか、監査役会においても積極的にご発言いただき、監視・監督機能を果たしております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、公認会計士としての専門的知見を当社の監査体制に活かしていただけると判断したことから、引き続き社外監査役候補者といたしました。	－株

（注）1．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2．藤井幹晴氏及び庄村裕氏は社外監査役候補者であります。
3．藤井幹晴氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。また、庄村裕氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年８ヶ月となります。
4．当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第41条（損害賠償責任の一部免除）を定めており、当社は藤井幹晴氏及び庄村裕氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3,600千円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
5．当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各候補者が再任された場合は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6．藤井幹晴氏及び庄村裕氏が当社の社外監査役として在任中の2018年10月から2019年８月までの間、当社元従業員が業務委託先に対し、元従業員が関与する会社に業務委託費の大半を支払う依頼を行い、間接的に金銭を着服していた事件が発生いたしました。藤井幹晴氏及び庄村裕氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、発生後は、内部統制のさらなる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行する件及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、その額が確定していないため、取締役の金銭による報酬額とは別に、その内容及び算定方法について併せてご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権は当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的としています。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を含みません）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて算定いたします。

上記に鑑み、当社は、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は８名（うち社外取締役は３名）であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役は３名）となり、ストック・オプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役に対し4,800個が上限となります。

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否

１．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権4,800個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式480,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

２．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記３.（２）①の規定を準用する。また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」）の平均値の金額（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記３.に定める調整に服する。

3．行使価額の調整

（１）割当日以降、当社が当社普通株式につき次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」）により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3)上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（4）行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4．新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から３年間

5．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7．新株予約権の取得条項

以下の（1）、（2）、（3）、（4）又は（5）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（2）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

（3）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（4）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（5）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イ

からホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１.に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記２.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記５.に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

（8）新株予約権の取得条項

上記７.に準じて決定する。

（9）その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

９．新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

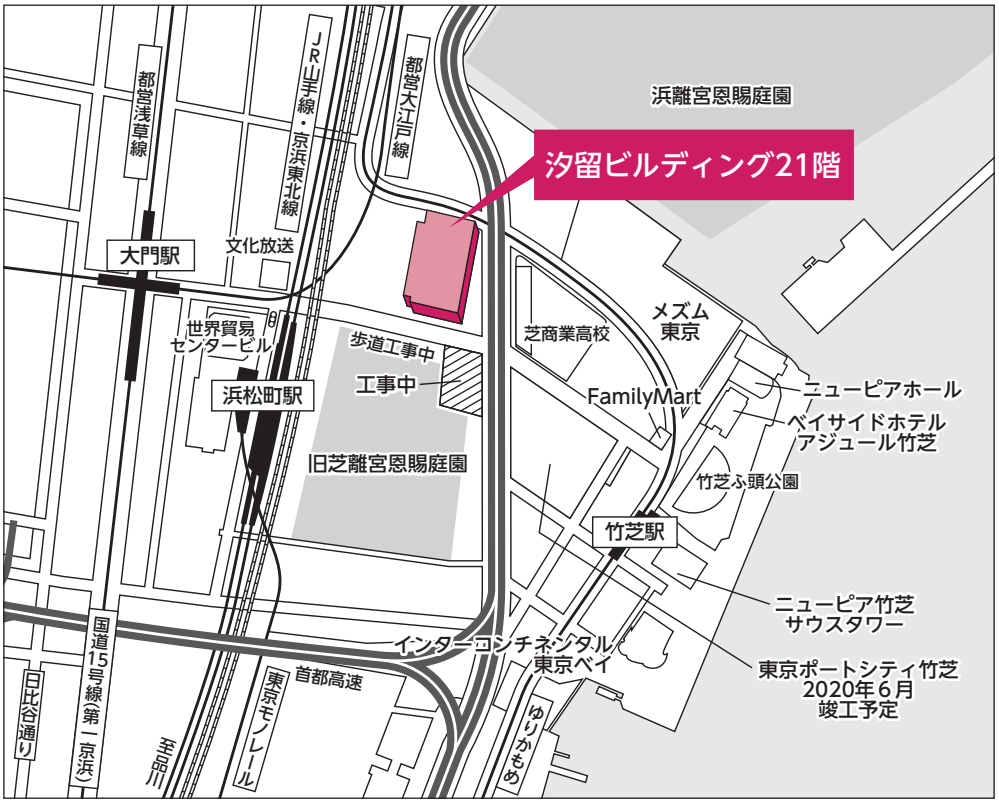
10．その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

以　上

定時株主総会 会場ご案内略図

会場　東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング21階
株式会社トライステージ 会議室



会場まで

●JR	山手線・京浜東北線　浜松町駅北口より	徒歩約２分
●都営地下鉄	大江戸線・浅草線　大門駅Ｂ１出口より	徒歩約４分
●東京モノレール	東京モノレール　浜松町駅より	徒歩約５分
●東京臨海新交通	ゆりかもめ　竹芝駅東口より	徒歩約５分

◎新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年はご来場を見合わせ、事前の書面による議決権行使をご利用くださいますようお願い申しあげます。

◎当会場はご来客用の駐車場、駐輪場がございませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

◎会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申しあげます。

Tri-Stage 株式会社トライステージ

株式会社トライステージ
〒105-0022 東京都港区海岸一丁目２番20号

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。